	第七十号第二改訂版	第百五十号改訂版
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	○	○
	○	○
	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○
第二条第三十八号の警音器	○	○
		○
第二条第四十号の停止表示器材	○	○
	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	○	○
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	○	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	○	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	○	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○
	○	○
	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○
	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○

	第百五十号改訂版	第百四号改訂版	第百五十号改訂版	第二十八号	第二十七号第五改訂版	第百五十号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十三号	第百三十号改訂版	第百三十八号第二改訂版	第百四十四号改訂版	第百五十一号	第百六十五号	第六号第二改訂版	第五十号改訂版	第百四十八号改訂版	第三十七号第三改訂版	第九十九号	第百二十八号	第四十八号第九改訂版
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十八号の警音器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○